

令和4年7月13日

## トラック事業者に対して行政処分を行いました

### ～ 運行管理者が全く不在の事業者へ事業停止30日間を命令 ～

広島県のトラック事業者である株式会社STカンパニー(法人番号 7240001022236)の飯室営業所に対し、法令違反に関して情報提供があったことを端緒に、令和3年8月11日、同年9月6日及び同年9月29日に広島運輸支局が監査を実施しました。

監査の結果、運行管理者を選任していなかったことなどの貨物自動車運送事業法等関係法令の違反が認められたことから、同法第33条の規定に基づき、下記のとおり、同社営業所に対し30日間の事業停止及び事業用自動車の使用停止を行い、併せて同法第23条の規定に基づき、輸送の安全確保命令を行いましたので、お知らせします。

### 記

1 行政処分年月日：令和4年7月8日（処分権者：中国運輸局長 ますだ ひろし 益田 浩）

2 事業者名：株式会社 えすていー S Tカンパニー（代表取締役 なかお かずしげ 中尾 和重）  
（法人番号 7240001022236）

住 所：あさきた くかめやまみなみ 広島県広島市安佐北区亀山南5丁目13-16  
処分対象営業所：いむろ あさきた くあさちょうおおあざいむろ 飯室営業所（広島県広島市安佐北区安佐町大字飯室  
かみふるいち 上古市1432番3）

### 3 行政処分等の内容

(1) 飯室営業所に係る事業停止 30日間 (注1)

(令和4年7月13日から同年8月11日)

(2) 事業用自動車の使用停止 120日車

(6両×17日 令和4年8月12日から同年8月28日)

(1両×18日 令和4年8月12日から同年8月29日)

(3) 輸送の安全確保命令 (注2)

4 違反の内容：別紙のとおり

5 違反点数付与状況：42点(累積点数48点)

### 【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当者：どい もりわき 土井、森脇

TEL:082-228-3460

FAX:082-228-3452

広島運輸支局 自動車運送事業監査室

担当者：いしだ もりかわ 石田、森川

TEL:082-233-9167

FAX:082-295-3508

【資料配付先】(広島地区): JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ

## 【違反の内容】

1. 運行管理者を選任していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第18条第1項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)  
＜事業停止30日間＞※
2. 点呼を確実に実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)  
＜事業停止30日間＞※
3. 運行記録計による記録を改ざんしていた。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)  
＜事業用自動車の使用停止60日車＞
4. 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)  
＜事業用自動車の使用停止20日車+10日車＞
5. 疾病のおそれのある乗務員を乗務させていた。  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)  
＜事業用自動車の使用停止20日車＞
6. 整備管理者に研修を受講させていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)  
＜事業用自動車の使用停止10日車＞
7. 乗務等の記録の記載事項等に不備があった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)  
＜文書警告＞
8. 運行記録計による記録を確実に行っていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)  
＜文書警告＞
9. 運転者台帳の記載事項等に不備があった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)  
＜文書警告＞
10. 運行管理者の解任の届出を行っていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第18条第3項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)  
＜文書警告＞

※「一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の定めるところにより、「1」に伴う「2」の違反は、合わせて事業停止30日間となる。

【参 考】最近の事業停止処分状況(中国運輸局管内のトラック関係)

	事業停止 3日間	事業停止 7日間	事業停止 10日間	事業停止 14日間	事業停止 30日間	年度合計
平成30年度	1件	1件				2件
令和元年度						0件
令和2年度					1件	1件
令和3年度					4件	4件
令和4年度					1件	1件

注1:運行管理者が全く不在であったことについて貨物自動車運送事業法第18条第1項の規定に違反したため、公示基準に基づき、飯室営業所(配置車両数16両)を30日間の事業停止とする。

注2:貨物自動車運送事業法第23条に規定される「貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置を講じなかった場合は、事業の許可が取り消しとなる。